

河川法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 小規模な水力発電（出力が最大千キロワット未満のもの）のためにする水利使用について、特定水利使用から除外するものとする事。（第二条関係）

第二 特定水利使用の対象外とされた小規模な水力発電のためにする水利使用のうち、一定規模（出力が最大二百キロワット以上）のものについて、第二十条の二の水利使用として位置づけるものとする事。（第二十条の二関係）

第三 この政令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする事。（附則関係）